

告示

埼玉県告示第八百四十四号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十一月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行っ た者の名称	調査を行っ た時期	成 果 の 調 査 を 行 っ た 認	証
日高市	令和五年度	地籍図十二枚	日高第四十六地 令和七年十月
	令和六年度	地籍簿一冊	部） 区（大字山根の一 二十九日